

第4次精華町地域福祉計画
(骨子案)

令和5年10月
精 華 町

目 次

第1章 この計画について

1. 法的根拠
2. 計画の位置づけと計画期間
3. 近年の関連動向

第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口・世帯
2. 地域福祉の圏域と活動
3. アンケート調査からみる本町の現状
4. 地域懇談会(ワークショップ)からみる本町の現状
5. 第3次計画の振り返り
6. 計画課題

第3章 理念と計画目標

1. 基本理念
2. 計画目標
3. 各行動主体の役割

第4章 目標ごとの施策

1. 施策体系
2. 具体的な施策

第5章 その他の関係計画

1. 精華町重層的支援体制整備事業実施計画
2. 精華町成年後見制度利用促進基本計画

第6章 計画の推進

1. 計画の進行管理
2. 新たな財源の確保と有効活用
3. 圏域・京都府等との連携・協調

第1章 この計画について

1. 法的根拠

- この計画は「社会福祉法第107条」の規定に基づき策定する「市町村地域福祉計画」です。
- 平成30(2018)年4月の法改正では、地域福祉計画は地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられるとともに、市町村において包括的な支援体制づくりに努めることが示され、その後、令和3(2021)年4月の法改正では「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」などの充実が求められました。
- 本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、本町の現状と課題を踏まえ、目指すべき姿を描くとともに複雑化・複合化する課題に対応できる、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、「地域福祉計画」とあわせて、より実践的な「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。

■ 市町村地域福祉計画

社会福祉法第107条より抜粋

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■ 包括的な支援体制の整備

社会福祉法第106条の3より抜粋

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

■ 重層的支援体制整備事業実施計画
社会福祉法第 106 条の5より抜粋

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

■ 成年後見制度利用促進基本計画
成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2. 計画の位置づけと計画期間

- 本計画は「精華町第6次総合計画(令和5(2023)～令和14(2032)年度」を上位計画とし、福祉分野における部門別計画の上位計画として位置づけられるもので、福祉(高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て等)に関する既存の計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本理念と方針、施策展開の方向性を明らかにするものです。
- 計画期間は、令和6(2024)～令和10(2029)年度とします。

【精華町地域福祉計画】

社会福祉法第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。また、本町の最上位計画である「精華町総合計画」の方針に基づき関連計画との整合・連携を図りながら策定するとともに、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他福祉の各分野における「上位計画」として位置づけます。

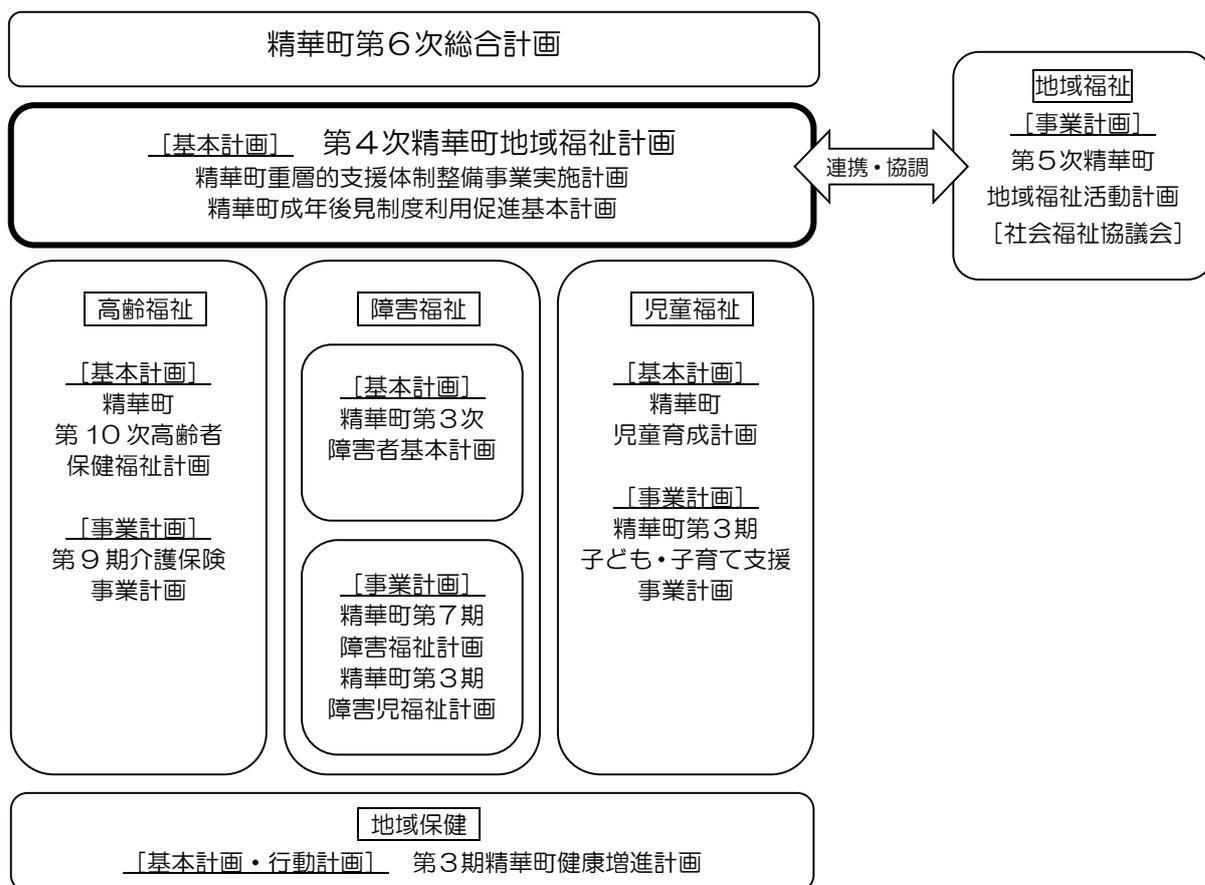
【精華町重層的支援体制整備事業実施計画】

社会福祉法第 106 条の5の規定に基づき、本町において重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制などを定める「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

【精華町成年後見制度利用促進基本計画】

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)第 14 条の規定に基づき、本町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な事項を定める「市町村計画」として位置づけます。

■ 関連計画と計画期間



	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
精華町第6次総合計画	2023～2032						
第4次精華町地域福祉計画		2024～2028					
第5次精華町地域福祉活動計画 <社会福祉協議会>	2023～2027						
精華町第10次高齢者保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画		2024～2026					
精華町第3次障害者基本計画		2024～2033					
精華町第7期障害福祉計画 ・精華町第3期障害児福祉計画		2024～2026					
精華町児童育成計画 精華町第3期子ども・子育て支援事業計画			2025～2029				
第3期精華町健康増進計画	2023～2032						

3. 近年の関連動向

(1) 地域包括ケアシステムの実現

わが国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。このため、2025年(令和7年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進することが求められています。

平成29年の社会福祉法の一部改正では、地域住民が自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動するということが、地域福祉の理念として掲げられました。

「我が事・丸ごと」の地域づくりをキーワードとして、地域福祉計画は多分野の計画を横断的・総合的に統合する「上位計画」として位置づけられ、計画策定において、対象別計画における共通事項を盛り込むことで上位計画化を図ることが求められています。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(社会福祉法一部改正)
〔平成29年〕(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。
(地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- 1 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 2 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 3 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 5 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業

(2) 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ〔令和元年〕

平成28年に示された「ニッポン一億総活躍プラン」では、福祉や社会保障、対人支援領域だけでなく、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など幅広い政策領域にわたる地域共生社会の理念を示しています。「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年6月公布。以下「改正法」という。)においては、社会福祉法が改正され、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、改正法の附則では、公布後3年(令和2年)を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることを踏まえ、包括的な支援体制づくりを具体化するため、平成28年度から地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化を図る取組の推進のためのモデル事業が実施されています。「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」において、共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策についてとりまとめられています。

【地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ】(抜粋)

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

(3) 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布〔令和2年〕

この法律では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることとされました。

【改正の概要】

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

(4) 重層的支援体制整備事業の創設〔令和3年〕

令和3年4月に社会福祉法の一部が改正され、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かす中で、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「世代や属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで重層的なセーフティネットの構築を目指すものです。支援対象者は、その世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育などに関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱える全ての町民とします。

本町での重層的支援体制整備事業実施計画策定においては、「重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン(厚生労働省作成)」に沿った内容について定めるものとします。

【重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援】

(1) 世代や属性を問わない相談支援

➡ 本人や世帯の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

(2) 参加支援

➡ 本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

(3) 地域づくりに向けた支援

➡ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

※ (1)～(3)の3つの支援のフィールドの重なりをもってセーフティネットの網を広げ、重なり合うことで、複合化する課題等への対応や孤立させない地域社会の形成を目指します。

第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口・世帯

① 総人口・年齢3区分別人口

(調整中)

② 世帯の型

(調整中)

③ 地域別の人口・世帯の概況

(調整中)

2. 地域福祉の圏域と活動

(1) 主な圏域の位置づけ

本町では、各種計画等において、それぞれで地域コミュニティのまとまりを捉えています。

① 総合計画

総合計画においては、「地域自治的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な範囲」として「5つの小学校区」を「コミュニティ圏域」に位置づけています。

② 地域福祉

地域での見守りが行える範囲として、小中学校区を基礎単位としています。民生児童委員にあつては、自治会を単位に、その規模に応じて1~4人で担当しています。

圏域は段階的に広がるものとして、自治会、5小学校区(各小地域福祉委員会の小学校区連絡会)、3中学校区(せいか地域福祉ドットコム)、精華町域、山城南圏域(木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)と、階層的に設定しています。

山城南圏域では、相楽社会福祉行政協議会を設置し、在宅福祉部会・介護保険部会・高齢者等医療部会・児童福祉部会に分かれて、市町村担当課長が協議を行っています。

③ 高齢福祉

日常生活圏域「住民が日常生活を営んでいる地域として、諸条件を勘案して定める区域(介護保険法)」として、「A圏域(精北・川西小学校区)」「B圏域(山田荘・東光・精華台小学校区)」を設定しています。また、「生活支援サービス体制として設置するもの(介護保険法)」である協議体として、町内全域を「第1層生活支援コーディネーター」、日常生活圏域を「第2層生活支援コーディネーター」としています。

④ 障害福祉

市町村だけでは対応困難な各種サービスの、広域的な提供のために、障害保健福祉圏域として「山城南圏域(木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)」を設定しています。

⑤ 医療

「病床の整備を図るために都道府県が定めるもの(医療法)」として、第三次医療圏に「京都府」を、第二次医療圏に「山城南医療圏」を設定しています。また、法の規定はありませんが、「精華町域」が第一次医療圏に相当します。

⑥ 防災

年に一度、小学校区ごとに防災訓練を実施しているほか、自治会規模以上で自主防災会を結成しています。消防団については、第1分団(北部)、第2分団(中部)、第3分団(南部)の3分団で構成しています。

(2)第3次地域福祉計画で位置づける圏域

第3次地域福祉計画においても、従来の地域福祉計画の圏域設定を基本的に踏襲するものとし、他の計画等での圏域の考え方も考慮して、次のとおり改めて設定します。

地域福祉の圏域		
圏域名称	概ねの範囲	(他の計画等との対応関係)
近隣圏域	隣近所、自治会	民生児童委員、小地域福祉委員会(地域福祉)
コミュニティ圏域	小学校区	コミュニティ圏域(総合計画)、消防分団(防災)
サービス圏域	中学校区程度	A・B圏域及び第2層(高齢福祉)、
町域	精華町全域	第1層(高齢福祉)、第一次医療圏(医療)
山城南圏域	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南圏域(障害福祉)、山城南医療圏(医療)、相楽社会福祉行政協議会(地域福祉)

(3)地域福祉の活動

(調整中)

3. アンケート調査からみる本町の現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、住民の地域福祉に関する考えや意見を把握し、町の施策や計画の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

- ・ 調査対象:精華町にお住まいの18歳以上の男女2,000人(無作為抽出)
- ・ 調査方法:郵送配布－郵送回収
- ・ 調査期間:令和4年8月18日(木)～令和4年9月9日(金)
- ・ 回収数:737票
- ・ 回収率:36.9%

(2) 調査結果から見る地域福祉の状況

① 地域の関わりに対する意識

○ 隣近所とのつきあいの程度

隣近所とのつきあいの程度は、「親しくおつきあいをしているお宅がある」(38.0%)と「道で会えばあいさつをする程度」(37.9%)がともに4割近くと多くっており、「近所づきあいはほとんどない」は1割未満(6.8%)となっています。

○ 自治会への加入状況

自治会への加入状況は、「加入している」が80.3%と約8割を占め、「加入していない」(11.7%)は1割程度となっています。

○ 住んでいる地域の問題点

「買物や通院に不便を感じている」が24.0%と高く、次いで「世代間の交流が少ない」(18.5%)、「隣近所との交流が少ない」(15.9%)の順となっています。

② 困りごとの相談や情報の収集について

○ 困ったときに手助けをお願いできる近所の人の有無

困ったときに手助けをお願いできる近所の人の有無は、「手助けをお願いできる人がいる」が52.1%と半数以上を占めて最も多く、「いない」は3割未満(24.3%)となっています。

○ 困っていることの内容

困っていることの内容では、「自分や家族の健康(病気や障害等)に関すること」が47.1%と半数近くを占めて最も高く、次いで「生活費など経済的問題に関すること」(38.7%)、「介護に関すること」(33.6%)の順となっています。

○ 健康や福祉に関する情報の入手先

健康や福祉に関する情報の入手先は、「精華町の広報誌」が68.0%と7割近くを占めて最も高く、次いで「インターネット」(38.3%)、「病院などの医療機関」(19.9%)、「家族・親族」(17.0%)の順となっています。

③ 地域福祉に係る活動への参加について

○ 自治会をはじめとする地域団体の活動への参加状況

自治会をはじめとする地域団体の活動への参加状況は、「全く参加していない」が54.8%と半数

以上を占め、「あまり参加してない」(16.3%)と合わせると、『参加していない』人が7割以上を占めています。

○ ボランティアなどの活動への参加状況

ボランティアなどの活動への参加状況は、「参加したことがない」が56.2%と半数以上を占めて最も高く、次いで「参加したことがある」が26.7%となっており、「参加している」は2割未満(15.3%)となっています。

④ 緊急災害時について

○ 緊急災害時の避難場所の認知度

緊急災害時の避難場所の認知度は、「避難場所を知っている」が83.4%と8割以上を占めているものの、「知らない」が14.4%と1割を超えています。年代別にみると、「避難場所を知っている」が60歳代で90.2%と最も高く、80歳以上で66.3%と最も低くなっています。「知らない」をみると、30歳代、80歳以上でともに2割を超えており、その他の年代に比べて高くなっています。

○ 緊急災害時に避難の手助けについて

緊急災害時に避難の手助けをお願いできる近所の人の有無は、「手助けをお願いできる人がいる」が32.8%と3割以上を占めているものの、「いない」が26.1%と3割近くを占めています。

緊急災害時の援助を望む人の避難の手助けをお願いできる近所の人の有無は、「手助けをお願いできる人がいる」が36.1%と、住民全体(32.8%)と比べるとやや高いものの、大きな差異はみられません。

また、緊急災害時の援助を望む人のうち、2割(22.7%)は避難の手助けをお願いできる近所の人「いない」という結果となっています。

⑤ 福祉課題や見守り・生活支援について

○ 福祉課題や福祉制度で関心のあること

福祉課題や福祉制度で関心のあることは、「高齢者介護」が61.6%と6割以上を占めて最も高く、次いで「認知症」(44.4%)、「子育て支援」(18.6%)、「障害者生活」および「生活困窮」(11.5%)の順となっています。

○ 地域で利用したいと思う生活支援

地域で利用したいと思う生活支援は、「支援は必要ない」が41.4%と最も高くなっています。

具体的な生活支援では、「病気等の緊急時の手助け」が30.9%と高く、次いで「買物や通院などの送迎」(13.0%)、「家周りの簡単な手入れや荷物の運搬」(11.7%)の順となっています。

○ 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度は、「制度の名称は知っているが、制度の内容までは知らない」が52.5%と半数以上を占めて最も高く、「制度の名称だけでなく、制度の内容も知っている」は3割未満(27.8%)となっています。

⑥ 地域福祉の取り組みについて

○ 地域の問題や課題の解決方法についての考え方

地域の問題や課題の解決方法についての考え方は、「住民と行政・社協などが協力して解決すべきである」が79.1%と約8割を占めており、ほとんどの人が協力して解決すべきと考えている結果となっています。

○ 精華町が優先して充実すべき施策

今後、精華町が優先して充実すべき施策は、「高齢や障害をもっても在宅で暮らせるサービスの充実」が48.4%と半数近くを占めて最も高く、次いで「いつまでも健康でいられるサービスの充実」(30.9%)、「身近に相談できる場所づくり」(26.6%)、「次代を担う子どもたちの福祉教育」(24.8%)の順となっています。

4.地域懇談会(ワークショップ)からみる本町の現状

(R5.11 初旬 開催予定)

- 開催日時
- 参加者
- 実施方法

5. 第3次計画の振り返り

第3次計画では、3つの基本目標を設定し、その目標に関連する6の施策を着実に進めてきました。

以下に、第3次計画の基本目標及び施策に対する令和4年度までの取り組み状況と評価について記載します。

[目標1] 「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

[施策1] 「我が事」で支えあう地域づくり

項目	成果・実績	課題
① 気心知りあう身近な関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内 42 自治会に対して、世帯数や配布方法などに応じた額の運営助成金を交付している。 ・ 精華町ふれあいサロンは、36地域でサロン活動が展開されており、介護予防・生きがいづくり、社会参加の促進につながっている。 ・ 小地域福祉委員会が設置されている自治会は 21 か所あり、年 2 回程度、小地域福祉委員会関係者会議、研修を開催している。 ・ 地域ひとつなぎ事業として、訪問等による高齢者の見守り活動の充実・強化をするため、13 団体にに対し助成金を交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会加入率の低下が大きな課題としてある中で、超高齢化社会を見据えて、今後自治会でどのような活動をおこなっていくのかを模索する必要がある。 ・ ボランティアが高齢化してきている。また地区によってはない地域もある。今後それぞれの地区に広げて行く必要がある。 ・ イベント型の活動が中心となっている地域など小地域福祉委員会実施自治会の活動内容に地域差がある。
② 担い手の確保と後継者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ せいか地域福祉ドットコム:各中学校区に分かれて地域の見守り、生活支援、居場所づくり、環境美化活動等の地域福祉の推進に向けた取組を展開している。 ・ 地域学校協働本部:地域と学校が連携・協働し、3 中学校区とも地域コーディネーターを中心にボランティアの協力のもと、多様な活動を展開することができている。 ・ まちづくりの担い手となる地域公共人材の育成を図るため、「せいかまちづくり塾」を開催している。(R4 年度は 4 回開催・延べ 36 名の受講) ・ 住民の参画により健康づくり活動を実践している「せいか 365 プロジェクト」活動団体数が増えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主力メンバーの平均年齢が 75 歳以上となっていることから、次の世代の担い手を確保していく必要がある。精華南中学校区の団体が令和 4 年年度で活動休止となり、コスモスまつり等の事業・活動が実施できなくなった。 ・ 活動のより一層の充実と、それを支えるボランティアの継続的な確保などについて、引き続き学校運営協議会との連携を進めていく必要がある。 ・ まちづくり塾の受講生が一定の人数に達している中、それらの方々と地域での実践的活動をつなげるための工夫が必要。 ・ 新型コロナウイルス感染症の流

	<ul style="list-style-type: none"> 身近な公共施設の環境美化、保全について、町民等がクリーンパートナーとなり、ボランティアで管理。(R4 年度末参加団体:32 団体・参加者:1,630 人) 自治会ごとに組織され、高齢者の生きがい、健康、仲間づくりを目的にスポーツ、社会奉仕、世代間交流など様々な取り組みが行われ、令和4年4月1日現在で27団体、会員数1,835人となっている。 	<p>行の影響を受け、プロジェクト活動の制限があったが、今後も継続してせいか365プロジェクトネットワーク会議等を活用しながら、住民の主体的な健康づくり活動の推進に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園の維持管理は収益性のあるものではないため、コスト縮減が課題となっている。 高齢者は増加しているが、老人クラブ加入対象者の生活は多様化しており、会員の減少や高齢化が進んでいる。
<p>③ ボランティア活動の支援と促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 図書ボランティア養成講座を実施(R4 年度参加者23名) 福祉人材担い手育成支援事業として手話、点字、要約筆記等に関する講座を行っている。(R4 年度参加者10名、内容:要約筆記) 精華町社会福祉協議会では、精華町ボランティアセンターを運営しており、広報活動、相談援助活動、人材育成活動、助成などを実施している。(登録58グループ) また、住民の困りごと解決のために社協から商店・事業所などに「まちの福祉サポート店」として買い物支援・見守り支援・募金箱設置・活動啓発などの協力を呼び掛けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 講座の修了者がボランティアとして活動を続けるように誘導する方策が必要である。 ボランティアの高齢化によるメンバー数の減少。ボランティアセンターの認知度を高める活動が必要であるとともに、相談機能の強化が課題。 まちの福祉サポート店の取り組みを広く知っていただくための活動が課題。サポート店の中には、活動が形骸化しているところもある。

[施策2] 防災・防犯対策の充実

項目	成果・実績	課題
<p>① 地域における減災・防災力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の登録名簿を毎年、自治会、自主防災組織、民生児童委員などへ配布し、平常時から地域での見守りや対象者の把握に活かされている。(R4 年度対象者1,996名) 消防本部及び消防団を中心に、防火指導や防火訓練が実施されているほか、防災マップ等を用いて自主防災活動時に防災講話等の防災の啓発を実施している。(R4 年度実績) 初期消火訓練・資機材取扱訓練 12回 290名 防災講話等 1回 100名 煙・地震体験 1回 47名 	<ul style="list-style-type: none"> 名簿の活用方法が分からないといった自治会や名簿自体を受け取らない自治会があることから、名簿の活用方法や個人情報取り扱いなどについて啓発を行う必要がある。 自主防災組織が実施する活動時に関係機関との連携を図っていく必要がある。 本町は過去に起きている災害が比較的少ないことから、災害が起きにくいと考える住民が多いところがある。 緊急物資の備蓄について、現在、すべての指定避難所に保管できておらず、災害時の配給に際して人手を割く必要がある。

<p>② 地域防犯対策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの非行防止や安全の確保、地域全体の防犯に向けて、スクールヘルパーによる登校時の見守りやパトロールを行っている。(R4 年度登録者 539 名) 家庭、学校及び社会の密接な連携のもとに、青少年の健全な育成を図るため、青少年健全育成事業を実施している。(R4 年度実績) 防犯ブザーの配布(町内各小学校新入学・転入児童及び中学校転入生徒対象) 認知症等により、行方不明となる可能性のある方の事前登録及び行方不明時に検索メールを配信するシステムを整備している。(R4 年度登録者 57 名) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校及び PTA との連携により活動していただける組織づくりが必要である。 見守り活動に関しては閉庁時には対応できないため、利用できるアプリ等をすすめて行く必要がある。
--------------------	---	---

[目標2] 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる

[施策3] 「丸ごと相談支援」の体制強化

項目	成果・実績	課題
<p>① 福祉をつなぐネットワークの強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する総合相談事業として「絆ネット構築支援事業」を実施し、制度横断的な総合相談や多機関協働に向けた研修会を実施している。 NPO 京都空き家相談センターと「精華町における空き家等対策の包括的連携に関する協定」を締結し、内容の周知、セミナー等を実施した。 人権センターにおいて、高齢者の生きがいや健康意識を高めるとともに、住民相互の理解と交流を促進するため、各種教室を実施した。 住民のコミュニティ活動等の場を提供するため、コミュニティホールを指定管理により運営している。コミュニティ拠点が無かった南部地域について、民間の施設管理者と協定を締結し、コミュニティ拠点機能「さくらホール」を確保した。 	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業の実施に向けて、庁内関係課及び外部の関係機関に対して、制度の周知と連携体制の強化を図っていく必要がある。 空き家対策は、複数の部署との連携が欠かせないことから、町内体制や町としての全体的な政策を早期に確立する必要がある。 健康志向の高まりの影響で、参加希望者が年々増加傾向の教室もあり、施設規模と環境から最適なプログラムを検討する必要がある。 「さくらホール」については住民の認知度が十分とは言えず、引き続き広報に努める必要がある。
<p>② 相談支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障害者・子育て等、各制度により相談支援が実施されている。また、虐待事例や困難事例の対応では、関係機関が連携を図りながら対応を行っている。 高齢者：地域包括支援センター等 	<ul style="list-style-type: none"> 複合的な問題を抱える事例が増加傾向にあり、1つの相談機関だけでは対応が困難な状況となっており、他の関係機関や地域住民を巻き込んで解決を図れるよう、地域のネットワーク

	<p>障害者：相楽地域障害者生活支援センター等 子育て：母子健康包括支援センター等</p> <ul style="list-style-type: none"> つどいの広場事業では、乳幼児をもつ家庭が気軽に集える場の整備や、ボランティアを活用した育児相談ができる場を設け、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和等、地域の子育て支援機能の充実を図っている。 その他の相談支援 いじめ対策：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー DV 被害者支援：役場に相談員を配置。 こころの相談室：外部機関に委託して実施。 	<p>クを構築する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談機関がサービス利用者の増加や複雑化する相談内容により業務多忙な状況が生じている。 コロナ禍を経て、人とのつながり方や情報の収集方法等に変化が生じている。他者とのつながりが希薄になりがち側面もあり、孤立化を防ぐため、集える場や相談窓口の整備の他、関係機関と連携し、訪問支援をしていく必要がある。 つどいの広場事業は、子育て中の親子だれもが利用しやすい場所での実施が必要。また、子育てに関する相談については共有・連携を図り、子育てへの負担を軽減する必要がある。 DV 被害者の多くが子どものいる家庭であり、子どもへの面前DVの可能性も考えられることから、児童虐待対策の部署との連携が必須である。
--	--	--

【施策4】 福祉サービスの充実

項目	成果・実績	課題
<p>① 互助のサービス・活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート・センター事業は会員登録数、依頼件数ともに年々増加している。依頼内容の最多は「保育所終了後のお迎えと預かり」となっている。 日常生活を営むのに支障があり、何らかの理由で公的な福祉サービスの利用が困難な方に対して、住民相互の助け合いによるふれあいサポート事業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポートの依頼内容が多様化しており、援助会員では対応するのが難しく活動に結びつかないケースもある。援助会員養成講座の新規受講者不足が課題となっている。 ふれあいサポート事業は、住民主体による自治会、校区単位で活動が展開されるよう支援する体制が必要である。
<p>② 生活困窮からの自立支援と権利の擁護</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山城南保健所に相談窓口が設置されており、生活困窮に至る経過を聞き取る中で、適宜、保健所に情報提供を行い、必要な支援が受けられるようつなぎの支援を行っている。 令和元年7月に「精華町権利擁護・成年後見センター」を精華町社会福祉協議会内に開設。権利擁護や成年後見に関する相談支援等を実施している。 児童虐待等の「要保護児童等」の早期発見及び適切な保護や支援を図るために、関係機関等が連携し情報共有や支援の内容を協議するためのネットワークである要保護児童対策地域協議会を設置してい 	<ul style="list-style-type: none"> 町として生活困窮者に直接支援する事業等がない。福祉事務所を構えていないため、山城南保健所との連携が今後重要になってくる。 町内に成年後見制度に精通した人材がいないことから、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体と連携を図る必要がある。 要保護児童数は増加傾向であり、多機関が有機的に協働・連携を進めるための「調整機能」を高めることが、要保護児童対策地域協議会に求められている。 起こってしまった虐待対応だけ

	<ul style="list-style-type: none"> る。 自殺対策の取り組みとして、町職員や民生児童委員を対象に、ゲートキーパー研修を実施し、相談業務の対応力向上につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ではなく、発生を未然に防止する取り組みを同時進行させることが必要である。 こころの体温計の統計結果等の情報を活用できていない。今後、研修のレベルアップや対象者の拡大も視野にいれる必要がある。
--	--	--

[目標3] 地域福祉がまちづくりの基軸となっている

[施策5] 福祉意識の醸成

項目	成果・実績	課題
① 福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特色ある学校づくり支援事業、キッズサポーター養成講座、人権教育など、学校現場において教育における福祉教育を推進しており、福祉体験学習も関係団体からの協力を得て開催している。 あんしん見守りシンポジウムの実施(認知症に関する講演会)。 人権啓発推進委員会を設置し、町人権展、図書特設コーナー、シネマサロン、啓発新聞などの広報啓発活動を実施している。 学校運営協議会を全小中学校に設置できた。 学校を地域住民の学習センターとして活用することで、地域とともにある学校づくりの推進につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 体験学習で学んだことをいかに実践に結びつけるかが課題となる。 従来の農業体験を通じた地域交流だけでなく、地域における個性や特色を活かして、より興味を引き出せるようにする。 今後、認知症当事者を交えた協議会「チームオレンジ」を立ち上げる必要がある、ステップアップ講座の実施と合わせ内容を検討していく必要がある。 人権が抱える課題は多岐にわたるため、啓発活動では「子どもの人権」など、関心の高い他のテーマとも関連付けることで、幅広い層の参加が得られるよう工夫する。 精華町拡大あいさつ運動について、毎年度3回実施していたが、令和3、4年度は新型コロナの影響により中止した。今後、事業の見直しを行い、効果的な取組方法を検討する必要がある。
② 人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 各種関係機関や団体などの活動と連携し、様々な機会を通じて人権教育・啓発を推進したことで人権意識の高揚を図ることができた。 男女共同参画に関する記事を広報誌や町HPに毎月掲載。 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間での啓発を実施した。 高齢者の権利擁護支援に向けて、行政と地域包括支援センターが連携して虐待の未然防止や早期発見に取り組んでいる。 障害者スポーツ及び農福連携を通じた社会参加の促進を図って 	<ul style="list-style-type: none"> 人権侵害事象が各地で発生しており、その問題は根深く深刻な社会問題になっているため、研修を重ねることで幅広く啓発し理解を深めていく必要がある。 虐待事例の増加や多様化により、困難事例が増えており、対応が難しくなっている。 各種事業への外国人住民の参加促進のため、ニーズの把握や周知方法等の検討、関係機関との調整等を行う。 障害者スポーツ及び農福連携については、限定的な普及啓

	いる。農福連携では、ひきこもりなどの理由により社会参加が難しい人を対象とした相談事業を実施し、農場を活用した居場所づくりも行う中で、社会参加に向けた支援を実施した。	発となっており、広く町民に理解がされていない状況がある。
--	--	------------------------------

[施策6] ユニバーサルなまちづくり

項目	成果・実績	課題
① 地域福祉推進体制の再編	<ul style="list-style-type: none"> 諸課題の解決策の一つとして、他自治体での小学校区連絡協議会の取組みを情報提供する等し、自治会活動の広域化の検討に対して支援、助言し、連合会の役員会等において議論を進められた。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体の動きには未だ至っていないが、町としても、自治会連合会とともに、引き続き議論を進めていく必要がある。 今後、少子化や開発の進み具合によっては、学校規模の適正化についての検討が必要になる。
② 情報のプラットフォームづくり	<ul style="list-style-type: none"> 町内の薬局、医療機関、介護事業所の位置情報とサービス内容について記載したマップを活用し、必要な情報提供の実施。 紙媒体である広報誌や、ホームページやソーシャルメディアなどインターネットを通して情報提供を行った。 アクセシビリティの確保・向上のための適切なページ作成方法等に関する周知と新採対象の操作研修を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> マップについては、新たに開設される医療機関や介護事業所があるため、数年に一度は情報を更新する必要がある。 時代に応じた情報提供手段を確保していくこと。
③ バリアフリー化と合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町内で建設予定の施設や店舗などが、バリアフリー化できているかを確認し、必要に応じて指導を行っている。 高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性向上等を促進するため、精華町鉄道駅等バリアフリー基本構想を策定した。 心のバリアフリーに資するためのバリアフリー教室を川西小学校で開催した。 地域福祉センターは開館から30年が経過し、建物・設備等が老朽化し、更新時期にきているため、今後の運用を考慮しながら、計画的に改修を行っている。 くるりんバスの運行については、コロナ禍においても減便等無く運行し、年間60,404人の利用があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 法的な強制力が無く、あくまで指導のみだが、町内の公共施設や店舗のバリアフリー化について、一定効果を上げている。 近鉄狛田駅・JR下狛駅について、令和4年度に策定した近鉄狛田駅・JR下狛駅周辺地区のバリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー化を図っていく必要がある。また、ソフト面の取り組みとして、小学校でのバリアフリー教室の実施など、心のバリアフリーの推進に取り組んでいく必要がある。 くるりんバスは、運行当初と比べ人口構成や住民のニーズも変化しており、運行方法等についても見直すべき時期に来ており、福祉としての役割を担いつつ、いかにして利便性を向上させていくかが課題。

6. 計画課題 現段階の課題の仮説

(背景:全国的な課題)

- ・ 「団塊の世代」がすべて 75 歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進しています。
- ・ 令和7(2025)年が近づく中、更にその先を展望すると、いわゆる「団塊ジュニア」世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、総人口・生産年齢人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加する見通しです。
- ・ こうした状況の中、令和元(2019)年には、社会保障審議会介護保険部会において、「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられました。この中では、地域共生社会の実現と令和22(2040)年への備えとして、介護保険制度の整備や取組の強化を進めることが必要とされており、地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の見直し、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備をあわせて一体的に取り組み、地域共生社会の実現や介護サービス需要の更なる増加・多様化と現役世代(担い手)減少への対応を、目指すべき方向として取り組んでいくことが求められています。
- ・ 近年は、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化してきており、複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化が見られます。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えますが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援においては対応が難しくなっています。
- ・ その一方で、それを支える地域コミュニティのさらなる弱体化が危惧されています。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働し助けあいながら暮らすことができる「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

[課題1] 地域のつながりの強化

- ・ 人口減少、少子高齢化、核家族世帯の増加により、地域のつながりが希薄化しており、困りごとを抱えながらも相談する相手がなく、制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。
- ・ 一方で、行政をはじめとする支援機関の相談体制には、依然として制度の縦割りによる弊害は存在し、支援する側にも「支援のしづらさ」があり、世代や属性を超えた支援体制の構築が課題となっています。様々な生活課題を抱えながらも、地域で孤立している世帯もあることから、地域のつながりを深め、互助の助け合いの仕組みを作っていくことが必要です。
- ・ 生活の支えあいに係る住民活動については、相互交流をいっそう進めることで、それぞれの活動団体の得意を活かしあい・不得意を補いあって、隣人の「生活のしづらさ」を「我が事」として支えあう町全体での住民活動のネットワークへと結びついていくことが望まれます。
- ・ これら「福祉の制度」と「地域の福祉力」の連携を図りつつ、一人ひとりの「生活のしづらさ」を「丸ごと」受け止め支える地域包括ケアシステムへと発展させていくことが求められます。

[課題2] 地域福祉の担い手の育成・確保

- ・ 「事例に学ぶ」「新しい取り組みにチャレンジする」「若者や転入者の新風を呼び込む」など、住民が生きがい・やりがいを持って自治会活動に取り組めるよう、これからの時代の自治会のあり方を地域住民がともに考えて、活動の新たな展開を図ることが求められます。
- ・ 自治会活動において、地域の福祉課題への対応が重要となる中で、モデルとして取り組んでいる小地域福祉委員会の活動などを軸として、我が事・お互い様の地域の福祉力の基盤を強化していくことが求められます。
- ・ 地域福祉に係る住民活動について、それぞれの地域の実情を踏まえながら、自治会・小学校区・中学校区・町全体といった階層的な住民活動のまとまりを調整し、それぞれの住民活動の活力が保たれるよう図っていくことが求められます。
- ・ 「せいか地域福祉ドットコム」や高齢者ふれあいサロンなどの担い手の高齢化に対して、その世代交代を支援するとともに、住民主体の活動づくりのために行った「地域で『えん』づくり」の定期開催など活動の担い手を継続的に育成・確保する仕組みを整備することが求められます。
- ・ ボランティアについて「奉仕」の訳語が充てられたことで、ボランティア精神の本来の生き生きとした精神や創造性などが表現されていない側面があります。ボランティア活動における自己実現の可能性について、広く啓発し共有していくことが求められます。

[課題3] 防災対策の強化

- ・ 避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が国から求められていること、また、令和4年度に実施した町民アンケート調査の結果においても、結果報告書P12の「(6)手助けをお願いしたいこと」では、「緊急災害時の援助」が全体の3割と一番多い意見となっています。また、防災について関心を持っている住民が多く、防災をテーマにした講演会や研修会には、参加される方が比較的多い傾向があります。
- ・ 災害時の避難先となる小中学校について、避難時に誰もがトイレ等の設備を使用できるよう、計画的に備えを充実させていく必要があります。
- ・ 避難所については、災害時の実稼働ができるよう入念な協議・調整を行い、介護・介助の必要を踏まえた備蓄や電源の確保などについても、具体的な備えを図っていく必要があります。

[課題4] 見守り体制の充実と地域生活課題の早期発見

- ・ 複雑かつ複合的な生活課題を抱える世帯が増えており、様々な関係機関が連携して支援に当たるケースが多くなっています。また、このような生活課題は地域の中では見えにくく、支援につながらないまま悪化した状態でようやく発見されることが多々あることから、見守り体制の充実と課題の早期発見は非常に重要なテーマです。
- ・ 「誰かの生活を地域社会から孤立させない」「誰かの『生活のしづらさ』を深刻な状況になる前に気づき受け止める」地域社会づくりのための周知啓発に努め、セーフティネットの充実を図っていくことが求められます。
- ・ 子育ての孤立、不登校・引きこもりや子どもの貧困といった問題、一人暮らし高齢者や介護・介助が必要な人とその家族の地域社会からの孤立への対策、あるいは、複合的な生活困窮の状態への支援や自殺対策などについて、相談しやすい環境づくりが求められます。

[課題5] 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

- ・ 様々な立場の人が、生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で暮らし続けるための前提として、就労や居住、移動手段の確保ということは非常に重要な問題です。これらの問題を考えていく際には、障害・高齢・児童といった法律・制度の垣根を超えた協議・議論の場が不可欠となります。
- ・ 各制度において、協議会やコーディネーターの設置・配置がなされてきてはいますが、それをさらに深化させ、より実効的なものにしていくためには、あらためて地域共生の考え方を中心に置いた制度横断的な枠組みや仕組みの構築が必要と考えます。
- ・ 本計画で定める重層的支援体制整備事業実施計画の推進などから、本町における地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みの推進が求められます。

第3章 理念と計画目標

1. 基本理念

誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町

本町では、平成 21(2009)年度に「第 1 次精華町地域福祉計画」を策定し、以来、「世代をこえて安心して住めるまち」を目指して、住民や地域組織、事業者等と一緒に様々な地域福祉活動を進めてきました。

さらに、平成31(2018)年度に策定した「第3次精華町地域福祉計画」では、それまでの本町における諸活動の実践の中で取り結ばれてきた人と人との^{きずな}絆を基礎に、地域共生社会の実現に向けて新たな一歩を踏み出すべく基本理念を刷新し、「誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町」を掲げることとしました。

この「第 4 次精華町地域福祉計画」では、「住み慣れた地域で、世代をこえた人のつながりの中で、安心して日々を過ごせること」という第 1 次計画から継承している私たちの想いをさらに深めつつ、第3次計画で新たに掲げた基本理念を継承して、私たちが将来に望むまちのあるべき姿としての地域共生社会の実現に向け制度や分野の垣根を超えた支援体制を整備し、誰もが地域で孤立せずに安心して暮らせるようなまちづくりを進めます。

2. 計画目標

基本理念として掲げたまちのあるべき姿を求めていくため、次の3つをこの計画の目標とし、その達成を図っていきます。

[目標1] 「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

安心した毎日の生活が、我が事・お互い様の支えあいによって得られるものであるという考え方と生活実感が定着し、誰もが当たり前地域福祉の「支え手」となり「受け手」となることができる場と機会が設えられたまちとなることを目指します。

[目標2] 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる

加齢や障害のため介助・介護が必要となった時や、子育てが大変な時期、生活困窮の状態になった時など、住民の生活のしづらさを「丸ごと」受け止めて総合的に支援できる「多機関の協働による包括的支援体制」の構築を目指します。

[目標3] 地域福祉がまちづくりの基軸となっている

コンパクトで“お互いの顔が見えるまち”である本町で地域共生社会づくりを進めるにあたり、一人ひとりを大事にする地域福祉の考え方をまちづくりの基軸の一つに据えて、あらゆる分野の取り組みを進めることを目指します。

3. 各行動主体の役割

① 住民・自治会

- ・ みんなが自分らしく生活でき、活躍できるよう、「自助」の力を高め「共助」の仕組みを活用しつつ、我が事・お互い様の互助の精神のもとで学びあい、誰もが地域社会の一員として率先して役割を担うことが期待されます。
- ・ 一人ひとりの住民の生活に潜在する多様な福祉ニーズに気づき、丁寧に応える地域福祉活動において「主役は住民」であり、「助けが必要な人の状態に気づきずなの力」「自分が助けを必要とする時に安心して頼るきずなの力」を備えることが期待されます。
- ・ 普段の生活の中で自分の暮らす地域を知り、声かけやあいさつ、見守りなど近隣同士で交流し、地域行事やボランティア活動などに主体的に関わることを通じて、地域の問題を地域で解決する力を高めていくことが期待されます。
- ・ 自治会やボランティア団体等については、様々な福祉活動団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい問題に積極的に対応していくことが期待されます。

② 社会福祉協議会

- ・ 社会福祉法に位置づけられた地域福祉推進の中核組織であり、自治会や小地域福祉委員会、民生児童委員等との対話を重ね、連携することを通じて、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められます。
- ・ 住民一人ひとりが地域について考え、福祉意識を高めながら行動し、地域の活性化と循環をもたらすことを促進しつつ、住民同士が日頃から気軽につながり交流できる地域コミュニティの醸成を図ることが求められます。
- ・ 地域の課題を主体的に把握して行動する「つなぎ役」の育成や、地域の持つ力と行政における支援の連携体制の強化、また、地域における福祉活動の担い手となる人材の育成を図ることが求められます。
- ・ 福祉活動団体やボランティア団体、民生児童委員、社会福祉協議会など関係機関とのネットワークの強化や、これらをコーディネートする絆ネットコーディネーター(コミュニティ・ソーシャルワーカー)の周知・充実体制に取り組むとともに、専門的人材の育成など福祉サービスのさらなる充実を図ることが求められます。

③ 企業・団体等

- ・ 社会福祉法人や医療法人、医師会、商工会等においては、これまでに培ってきたそれぞれの専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークを活かしながら、創意工夫をもって、本町全体の地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されます。
- ・ サービス提供事業者には、利用者の自立支援、サービスの質の確保、サービス等に係る情報提供、他のサービスとの連携、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画などが期待されます。
- ・ なお、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組」について、平成 28 年 4 月から、その実施が法人の努力義務となっています(社会福祉法等の一部を改正する法律[平成 28 年 3 月公布])
- ・ 一般企業には、募金や活動への協賛といった間接的な取り組みに加えて、事業所周辺の美化活動、登下校時の見守りといった地域の一員としての活動、また、災害時の業務協力や職員派遣など専門性と機動力を活かす災害協定の締結などが期待されます。

④ 行政

- ・ 各行動主体の役割を踏まえながら、それぞれの自主的な取り組みを支援し、また、相互の連携・協力を仲立ちして、次章に示す福祉施策を総合的に推進していきます。具体的には、計画目標を踏まえて、第4章に示す施策の展開を図っていくものです。
- ・ 住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう、学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちのバリアフリー化や合理的配慮を踏まえた情報保障などを総合的に推進します。

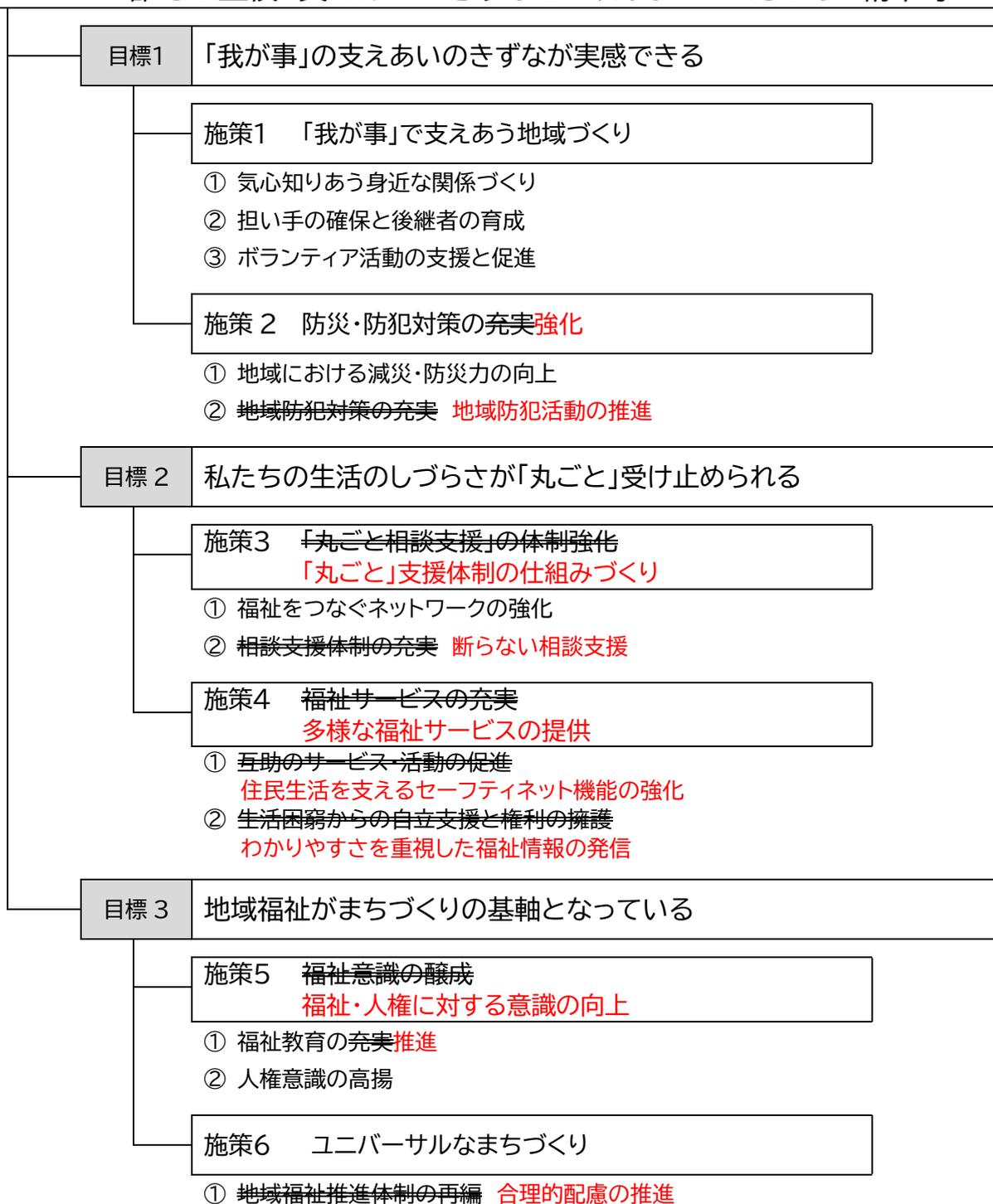
第4章 目標ごとの施策

1. 施策体系

基本理念・目標のもと、この計画によって推し進める施策の体系を次のとおりとします。

基本理念

誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町



- ② ~~情報のプラットフォームづくり~~
公共施設、交通機関等のバリアフリー化の推進
- ③ ~~バリアフリー化と合理的配慮の推進~~

2. 具体的な施策

目標1:「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

施策1 「我が事」で支えあう地域づくり

① 気心知りあう身近な関係づくり

地域の連帯感が保たれるよう、日常的なつながりの基盤となる地域コミュニティの育成を図るため、近所の人との親しい関係づくりとして、自治会への加入促進や、あいさつ・声かけ活動などを促進します。

取り組み	内容
自治会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会活動に対して運営助成金を交付するほか、担い手の高齢化・後継人材の不足等も踏まえながら、これからの自治会のあり方について、住民とともに検討していきます。 ○ 自治会運営に必要な情報や災害時の連絡方法などを再確認し、円滑に活動できるよう支援します。また、自治会の未加入者に対する加入促進を支援します。
小地域福祉委員会の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域での助けあい支えあいの活動として、20自治会で小地域福祉委員会が活動しています。 ○ 小学校区ごとに校区連絡会を設置することで活動の地域差を縮小し底上げを図ること、また、委員会未設置の自治会への働きかけなどを促進します。
高齢者ふれあいサロンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のボランティア組織の協力のもと、地区集会所等を活用して、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所によるレクリエーションなどを提供します。
町域を越えた支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町域を越えた支援体制の構築に向けて、企業や大学等と包括的な連携協定を結びます。
世代や属性を超えてつながり合える場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢・障害・子ども・生活困窮等の各分野の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することにより、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場・居場所の確保や、様々な分野の関係者が集い関係性を深められる場づくりを進めます。 ○ 様々な担い手が出会い、住民主体の多様な地域活動が生まれることで、地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取組の促進、新たな社会参加の場の創出などが自発的に生まれる地域づくりを推進します。

② 担い手の確保と後継者の育成

「せいか地域福祉ドットコム」の活動支援をはじめ、地域福祉活動に意欲のある住民を発掘し、地域福祉を担う人材、リーダー、将来の後継人材の確保・育成を図るとともに、特定非営利活動法人等の社会資源の掘り起こしに努めます。

取り組み	内容
「せいか地域福祉ドットコム」の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校区ごとで、見守り・生活支援・居場所づくり・環境美化活動などを行っており、組織全体として、中学校区ごとの事業をバックアップしています。 ○ メンバーの高齢化への対応と地域住民への活動周知など、継続的な活動の展開を支援していきます。
地域福祉活動のリーダー育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する地域における先進的な活動事例の紹介や研修などの実施により、地域福祉活動のリーダーの育成に努めます。
人材や社会資源の発掘	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種ボランティア体験講座などの開催を支援するとともに、学校と連携し、児童・生徒とその親などに講座への参加を促します。
多様な場を通じた地域福祉の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育館コミュニティセンター「むくのきセンター」や役場庁舎での授産製品等の販売機会の拡大を図ります。 ○ 「せいかまちづくり塾」において、既存の公共的活動団体等との協働により、まちづくりの担い手となる人材の育成を図ります。 ○ 地域の身近な場所で、住民が自主的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動を促進し、健康づくり活動への参加を通じて、地域や社会への参加のきっかけづくりにつなげます。 ○ 老人クラブに対して、会員の減少や高齢化を踏まえて、魅力あるクラブとなるよう側面的に支援します。 ○ 子どもを対象に文化活動やスポーツ活動などを実施する「精華まなび体験教室」や、高齢者を対象とする教養講座「精華寿大学」を行います。 ○ 「せいか地域 IT サポーター」を確保・育成し、パソコン基礎相談や、町の各種事業のサブ講師派遣、映像撮影・編集などを行います。 ○ ボランティアで公共施設の美化活動などに携わる「クリーンパートナー」とともに、環境と共生するまちづくりを推進します。

③ ボランティア活動の支援と促進

ボランティア活動の促進に向けた情報提供や、ボランティアセンターを中心とするボランティア派遣を行うとともに、企業やサービス提供事業者に対して働きかけを行うことで、若い世代のまちづくり活動への参画の促進を図ります。

取り組み	内容
ボランティアの育成と技能向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動に意欲的な住民の支援ニーズを把握し、講座や研修内容の充実に努めます。 ○ ガイドヘルパー・要約筆記等のボランティア研修について、災害時などに必要な専門的な技能の向上に資するよう内容の充実を図ります。
ボランティア・特定非営利活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て地域パートナーや食生活改善推進員等の活動を支援・促進するとともに、各種ボランティア団体・特定非営利活動法人への活動支援に関する情報提供の充実を図ります。 ○ 各種団体の活動を促進するため、活動内容等を広報紙『華創』や社協だより等で発信します。 ○ 地域ニーズにあったボランティアを適切に派遣できるよう、ボランティアセンター等と情報の共有を図るとともに、地域間での情報共有や地域で活動する団体間の連携支援を行います。
企業やサービス提供事業者のボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業に対して、社会貢献への理解を働きかけ、福祉・教育・文化・環境・安全等に関するまちづくり活動への協力を引き続き呼びかけます。

施策2

防災・防犯対策の充実強化

① 地域における減災・防災力の向上

避難行動要支援者名簿の適正運用と各地域の自主防災組織の育成に努め、地域主体の防災訓練等を通じて、住民の減災・防災意識と地域の減災・防災力の向上、また、消防、警察など防災関係機関とともに災害時初動体制の強化に努めます。

取り組み	内容
避難行動要支援者名簿の運用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の迅速な避難支援のため、避難行動要支援者登録制度に基づき、自治会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会等と連携し、避難行動要支援者の把握と名簿の提供を行います。 ○ 定期的に名簿を更新するなど、名簿の精度向上に努めるとともに、関係機関や庁内の連携を強化して、名簿の適正管理を図ります。
消防・消防団の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署において、防災・火災予防、消火活動、救急救命、被災時対応などにあたります。 ○ 非常備の組織である消防団については、所轄する地域での防災・防火訓練や事業等に参加することで地域住民との連携を図っています。 ○ 消防署員・消防団員の福祉課題などへの対応力の向上に努め、必要な社会資源等への円滑なつながりができるよう図っていきます。
地域の防災組織等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織における知識の向上及び防火・防災の技術力の向上のため、管外研修や各種訓練を行います。 ○ 災害ボランティアが、災害時に迅速かつ的確に対策できるよう、社会福祉協議会が実施する研修・訓練について支援します。
防災訓練の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、毎年、小学校区単位で防災訓練を行います。 ○ 広報紙、掲示板、ホームページなどを通して、平常時における避難の心得及び知識の普及啓発を行います。 ○ 災害時に福祉避難所の実稼働ができるよう、協定を締結している事業者と協議・調整を行い、備蓄や電源の確保などについて具体的な備えを図っていきます。

② ~~地域防犯対策の充実~~ **地域防犯活動の推進**

地域防犯体制の強化と、地域の見守り活動の促進により、安全に生活できる地域づくりを進めます。

取り組み	内容
地域防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者を狙った悪質商法や子どもを巻き込む犯罪などを防ぐため、啓発や相談事業に努めるとともに、地域や関係団体・関係機関との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。
地域の見守り活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登下校時を含む子どもの見守り活動や児童虐待防止の活動を促進します。 ○ 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等への見守り活動を促進します。 ○ 障害のある人や援助を必要とする人が携帯する「ヘルプカード」の住民への普及を推進します。 ○ 地域と学校、事業者や警察等の専門機関との連携を強化し、犯罪の抑止を図るとともに、地域全体を巻き込んだ見守り活動のあり方について検討します。

施策3

「丸ごと相談支援」の体制強化
「丸ごと」支援体制の仕組みづくり

① 福祉をつなぐネットワークの強化

生活のしづらさに係る相談支援において、制度だけでは解決できない案件に、高齢・障害・児童といった分野を超えて対応する体制を整備してきています。地域福祉に係る拠点施設の整備・活用と併せて、福祉をつなぐネットワークのさらなる強化を図ります。

取り組み	内容
<p>絆ネットワークの強化</p> <p>分野を超えたネットワーク体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉総合支援チームを中心に課題を受け止めて各機関につなぐことができるよう、福祉、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、多文化共生など多岐にわたる分野で、多機関が連携・協働する体制の強化を図ります。 ○ 絆ネットワークの住民周知を進めるとともに生活のしづらさを抱える人が地域で孤立しないよう、見守り体制の充実と生活課題の早期発見・早期対応に向けて、地域住民、民生児童委員、行政、社会福祉協議会等との連携の強化を図ります。 ○ 人材・チームの育成機能充実のため、福祉の総合相談窓口の「絆ネットワークコーディネーター」の役割を拡充します。 ○ 様々な課題に協働して対応できるための庁内連携体制を強化します。
<p>地域福祉に係る拠点施設の整備・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の空き家等の活用も視野に、地域住民がいつでも・誰でも・気軽に利用できる、地域の新たな相談拠点・活動拠点の整備を図ります。 ○ 保健センター施設の老朽化などを踏まえて、新たに地域交流機能などを複合させた健康総合拠点施設を整備します。 ○ 地域福祉センター「かしのき苑」では、ボランティア活動や権利擁護に関する相談支援を実施します。 ○ 人権センターは、地域住民の活動・相談拠点としての交流会館(隣保館)と、児童の居場所としての児童館を運営しています。 ○ 隣保館事業として、健康増進法に基づく特定健診、生活・就労相談等を実施しています。
<p>民生児童委員の活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合的な問題を抱える世帯への対応力の強化のため、絆ネットワークのコーディネーターとの連携関係を強化するとともに、問題に気づく力を高めるための情報提供・研修等を実施します。 ○ 民生児童委員支援員を民生児童委員の補佐役として配置し、業務の負担軽減を図るとともに、委員の高齢化が進んでいる実情を踏まえて、後継となる人材の確保に努めます。
<p>人権擁護委員の活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やポスター等を活用し、人権擁護委員の活動についての周知と相談事業の啓発に努めます。

② 相談支援体制の充実 **断らない相談支援**

庁内各課の窓口・連携などを見直し、相談から支援までをワンストップで行える体制づくりに取り組むとともに、住民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切な相談や支援ができるよう、相談員の技能向上と相談体制の充実を図ります。

取り組み	内容
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町や社会福祉協議会が設置する各種相談窓口が、住民にとってより分かりやすいものとなるよう努めます。
高齢福祉に係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターにの運営を精華町社会福祉協議会とカトリック京都司教区カリタス会に委託し、看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメント等を総合的に行っています。 ○ 複合的な問題を抱える事例の増加に対応するため、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。
障害福祉に係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相楽地域障害者生活支援センター障害者相談支援事業所を通じての運営を相楽福祉会に委託し、障害のある人の暮らしや仕事について総合的な支援を行っています。 ○ 精華町地域障害者自立支援協議会との連携のもと、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。
母子保健・子どもに係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠期から子育て期にわたる相談窓口として母子健康包括支援センターを設置し、妊産婦の実情把握、妊娠・出産・育児に関する相談支援、情報提供、助言を行っています。 ○ 新たに整備する健康総合拠点施設の中で、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。 ○ 子育て支援センターでは、子育て家庭への支援活動の企画・調整・実施を専門に担当する職員を配置し、育児不安などについての相談指導や子育てサークル等への支援など、総合的な子育て支援を行っています。 ○ 新たに整備する健康総合拠点施設の中で、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。 ○ 小中学校等の教育機関において、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラー及び社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等が、不登校など校内における問題についての相談支援を行っています。 ○ 児童生徒や保護者、教員からの相談を受けるため、勤務日・時間の面での柔軟な対応ができるよう図っていきます。
福祉の総合相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重層的支援体制整備事業を通じて、コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、複雑かつ複合的な生活課題を抱える世帯からの相談に応じます。 ○ 複雑かつ複合的な生活課題に対して、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、母子健康包括支援センター等の様々な関係機関が一体となって支援が行えるよう、情報共有や役割分担を図るための会議の場を設けます。
その他の相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドメスティック・バイオレンス被害者支援に対する相談支援と啓発を継続して行います。 ○ 「精華町こころの相談室」を京都大和の家に委託し、悩みを抱えている人が安心して相談に来られるよう、事業の周知啓発に努めます。

施策4

福祉サービスの充実
多様な福祉サービスの提供

④ 互助のサービス・活動の促進

互助の仕組みとして社会福祉協議会により運営されている、在宅での子育て支援を行う「ファミリー・サポート・センター事業」や、家事援助などを行う「ふれあいサポート事業」などのサービス・活動を促進します。

取り組み	内容
住民参加型在宅福祉サービスの促進	○ サービスの担い手の確保と技能向上を支援しつつ、「ファミリー・サポート・センター事業」「ふれあいサポート事業」などを促進します。

② 生活困窮からの自立支援と権利の擁護

① 住民生活を支えるセーフティネット機能の強化

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の自立支援の体制強化を図ります。成年後見制度の周知と利用促進、また、法人後見事業や市民後見人の育成・確保に努めるとともに、併せて、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。

取り組み	内容
福祉サービスの充実と周知・利用促進	○ 各施策における福祉サービスの充実を図るとともに、その周知と利用促進に努めます。
生活困窮からの自立支援	○ ひきこもり、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、ホームレスなど生活困窮の状態にある世帯の生活課題を把握し、関係機関と協力して必要な支援につなぐことができるネットワークを構築します。
成年後見制度の利用促進	○ 高齢者や障害のある人等の権利擁護支援に向けて、成年後見支援センターを開設し、制度利用に関する相談支援や広報啓発などについて取り組みます。 ○ 市民後見人の育成や活動支援について取り組みます。 ○ 成年後見支援センターを地域連携ネットワークにおける中核機関として位置づけ、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みをつくりまします。
日常生活自立支援事業の利用促進	○ 社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業(判断能力が不十分になっても地域で安心して暮らしていくために、福祉サービスの利用に伴う援助や日常の金銭管理の支援を行うもの)の周知と利用促進を図ります。
要保護児童対策地域協議会の運営	○ 「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(要保護児童)」への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき、市町村が設置・運営する組織であり、福祉・医療・教育・警察等の関係者により構成し運営します。

自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ こころの体温計、こころの健康推進員、ゲートキーパー研修など、心の健康に関する啓発を行います。 ○ 自殺対策基本法に基づいて自殺対策計画を策定し、庁内各部署の連携による自殺対策の強化に努めます。
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりに向けて、認知症サポーター養成講座や住民、団体、企業等が連携し声かけ訓練を行うことを通じて、認知症の正しい理解の啓発に努めます。
引きこもり状態にある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引きこもり状態にある人やその保護者等からの相談に応じ、居場所の提供や訪問支援などを通じて、社会参加に向けた支援に取り組みます。

② わかりやすさを重視した福祉情報の発信

取り組み	内容
福祉情報の発信強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育ての悩みを解決するためアプリや子育て情報誌等を通じて、子育てに関する様々な情報をわかりやすく提供します。 ○ 福祉サービスに関する情報を掲載した冊子、パンフレット等を充実させ、きめ細かな情報の提供を行うとともに、メール配信等を活用し、関係機関も含めた情報の共有を図ります。

施策5

福祉意識の醸成

福祉・人権に対する意識の向上

① 福祉教育の充実推進

地域における助けあい・支えあいの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう、学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を推進します。

取り組み	内容
学校教育における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内全域の小学校、中学校、高等学校、大学と連携し、地域住民や地域活動団体、社会福祉協議会、サービス提供事業者等の協力を得ながら、地域の実情に応じた福祉教育を推進します。 ○ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指し、町内全域の小学校、中学校、高等学校において、認知症サポーター養成講座を行っています。 ○ 児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取り組みを推進します。
社会教育における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民が地域に住む高齢者や障害のある人、外国人、子育て家庭などの抱える課題に対して理解を深めていけるよう、広報・普及啓発活動やイベント・講演会、福祉講座などを開催し、地域福祉に対する意識の向上を図ります。 ○ 住民が様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、人権に関する生涯学習機会の充実を図ります。 ○ 子どもから大人まで、すべての住民によるあいさつ・声かけ活動を促進し、家庭内や隣近所から、自治会、町全体へと広がっていきます。

② 人権意識の高揚

人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、一人ひとりが人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるよう、人権教育・啓発を推進します。

取り組み	内容
同和問題の解決	○ 同和問題に対する正しい知識と理解を深めることにより、差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、地域、家庭、職場等における人権教育・啓発に努めます。
障害のある人に対する差別の解消	○ 障害者差別解消法についての周知啓発に努めるとともに、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「合理的配慮の実現をめざす精華町職員対応要領」を踏まえて、障害のある人に対する差別の解消に努めます。
男女共同参画社会づくりの推進	○ 「多様な生き方のできる男女共同参画のまち」を目指し、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者などと連携し、啓発、相談支援、環境整備等の取り組みを推進します。
子どもの権利・人権の保障	○ 子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもの意思が尊重され、権利が保障された中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。
高齢者の権利擁護	○ 高齢者虐待の未然防止・早期発見のために、住民に向けた啓発や相談・通報窓口の周知を図り、地域包括支援センター等において、高齢者の権利を擁護するための取り組みを推進します。
多文化共生社会の実現に向けた取り組みの推進	○ 一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、外国人住民の人権についての正しい知識と認識の浸透を図るため、関係機関等と連携し、普及啓発に取り組みます。

施策6

ユニバーサルなまちづくり

① 地域福祉推進体制の再編

~~地域福祉を町政の基軸の一つに位置づける中で、高齢・障害・児童等の各分野の推進体制を再編・整理します。~~

取り組み	内容
精華町地域福祉審議会(仮称)の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉、高齢・障害・児童福祉などに係る会議体の構成、会議体のメンバー構成を整理します。 ○ 地域福祉に係る会議体を町の諮問機関としての審議会の位置づけとし、各専門分野の会議体をその下位に位置づけるなど、関連条例や要綱等と合わせた再編を図ります。
生活圏域の見直しの検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域コミュニティの形成や、福祉分野の一体的な支援体制の構築に向けて、小中学校区地域や、地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域、自治会の単位など、多様にある本町の区分けについて、現状の課題の洗い出しと見直しに向けた検討を行います。

② 情報のプラットフォームづくり

~~福祉サービスの情報や地域活動やボランティアの情報など、様々な情報が集約・整理され、合理的配慮のもとで、誰もが必要とする情報を確実に入手できる情報のプラットフォームづくりに取り組めます。~~

① 合理的配慮の推進

合理的配慮のもとで、様々な情報伝達・コミュニケーションやその他の社会参加の機会に係る合理的配慮の拡大・浸透を図ります。

取り組み	内容
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉情報を掲載した冊子、パンフレット等を充実させ、きめ細かな情報の提供を行うとともに、メール配信等を活用し、関係機関も含めた情報の共有を図ります。
情報提供機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域情報の提供手段である回覧板や掲示板、チラシ等の一層の活用を図るとともに、関係機関との連携のもとで、情報を入手する機会の拡大に努めます。
情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やホームページ等で提供される情報や機能を、支障なく利用できる環境を整備し、誰もが確実に情報を入手できるよう提供方法の充実に努めます。
情報の共有化と個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域課題に協働で取り組んでいくため、関係機関・団体等との円滑な連携の障壁とならないよう、適切なプライバシー保護・個人情報保護の運用が図られるように配慮します。
合理的配慮の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政が行う住民サービスや各種の制度、計画、広報・刊行物等について、その重要性・緊急性などを勘案しながら、順次、必要な合理的配慮を図っていきます(外国人住民への対応を含む)。 ○ 自治会活動や文化・スポーツ活動など、地域で行われる様々な活動において、合理的配慮を促進します。

① ~~バリアフリー化と合理的配慮の推進~~

~~地域生活や諸活動・交流の場にすべての住民が参加しやすくなるよう、公共公益施設・道路のバリアフリー化と移動円滑化を推進するとともに、様々な情報伝達・コミュニケーションやその他の社会参加の機会に係る合理的配慮の拡充・浸透を図ります。~~

② 公共施設、交通機関等のバリアフリー化の推進

地域生活や諸活動・交流の場にすべての住民が参加しやすくなるよう、公共公益施設・道路のバリアフリー化と移動円滑化を推進します。

取り組み	内容
公共公益施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づいて、すべての人が安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、利用者の視点に立って施設や交通機関等のバリアフリー化を進めていきます。 ○ 公共施設の長寿命化計画を策定し、「老朽化の改善」や「機能の充実」等を図ります。
円滑な移動の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが地域の交流の様々な機会に出向くことができるよう、安全な道路・交通環境を整備するとともに、移動支援の充実や町の循環バス「くるりんバス」など公共交通機関の利便性の向上に努めます。 ○ 利用者それぞれの要望に応える新たな交通手段について検討します。
合理的配慮の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政が行う住民サービスや各種の制度、計画、広報・刊行物等について、その重要性・緊急性などを勘案しながら、順次、必要な合理的配慮を図っていきます（外国人住民への対応を含む） ○ 自治会活動や文化・スポーツ活動など、地域で行われる様々な活動において、合理的配慮を促進します。

第5章 その他の関係計画 素案段階で記述

1. 精華町重層的支援体制整備事業実施計画
2. 精華町成年後見制度利用促進基本計画

第6章 計画の推進 素案段階で記述

1. 計画の進行管理
 - ・ 地域福祉活動計画との協調(体制、進捗管理)
2. 新たな財源の確保と有効活用
3. 圏域・京都府等との連携・協調